

## 一般社団法人日本睡眠学会 名誉会員に関する施行細則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本睡眠学会（以下、「この法人」という。）定款第8条第4号に定める名誉会員の選出等に関し必要な事項を定める。

(選出時期)

第2条 名誉会員の選出は、1年に一度、理事会の推薦に基づき定時評議員会の決議により行う。

(推薦の要件)

第3条 理事会は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する正会員を、本人の承諾を得たうえ、名誉会員候補者として推薦することができる。

- (1) 年齢が選出の行われる年の3月31日現在70歳以上であること
- (2) この法人の会員として20年以上在籍し、かつ10年以上理事・監事を務めたこと
- (3) この法人に特に功労があること

2 前項のほか、理事会は、国外の在住者でこの法人における講演等この法人に功労のある者を、本人の承諾を得たうえ、名誉会員候補者として推薦することができる。

(名誉会員の特典)

第4条 名誉会員は年会費を納めることを要しない。

2 この法人が主催する学術大会参加費を無料とする。

3 名誉会員は、格別の事由のない限り、その氏名をこの法人の記録に永世留める

(細則の変更)

第5条 この細則は、理事会の決議により変更する。

附則

この細則は、令和3年9月22日から施行する。